

副本

平成24年（行ウ）第211号 保有個人情報部分開示処分取消等請求事件

原告 宮部龍彦

被告 国（処分行政庁 大阪法務局長）

準備書面（2）

平成24年10月29日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

被告指定代理人

高 橋 理 恵



前 畑 聡 子



松 本 展 明



岩 井 宏 之



廣 幡 直 樹



被告は、本書面において、原告の平成24年8月14日付け第1準備書面（以下「原告第1準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 被告の反論

1 原告が本件対象情報の内容を知っているか否かは、当該情報の不開示事由該当性の判断に影響しないこと

原告は、法による個人情報開示制度は、「特定の開示請求者に対する開示を前提」とするものであるから、本件対象情報の不開示事由該当性の判断に当たっては、「原告の視点による本件対象文書の性質を基準とする必要があ」るところ、本件対象情報は、「原告が自ら『鳥取ループ』に掲載しているもの」であって、原告も了知している旨主張する（原告第1準備書面第2の3・3及び4ページ）。

原告の上記主張の趣旨は必ずしも判然としないが、本件対象情報は、原告を本人とする保有個人情報（法2条3項）であり、原告も、その内容を知っているのであるから、原告に開示しても支障はないとする趣旨とも解される。

この点、自己を本人とする保有個人情報の開示請求が適法になされた場合、当該保有個人情報は、原則として当該請求者に開示されることになるが、特に、当該保有個人情報が法14条各号の不開示情報に該当する場合には、行政機関の長は、当該情報について開示することを禁じられていると解すべきである（高橋滋ほか編著「条解行政情報関連三法」589ないし591ページ）。

このように、法は、開示請求に係る保有個人情報が開示請求者本人に関する保有個人情報であれば当然に開示するという仕組みを採用しておらず、当該情報が法14条各号の不開示事由に該当する場合には不開示とされることになるのであって、この理は、開示請求の対象となる保有個人情報の内容を開示請求者本人が知っていたとしても左右されない。

よって、原告の前記主張には理由がない。

2 本件対象情報が法 14 条 2 号本文に該当すること

原告は、本件対象情報につき、①個人に関する情報ではなく、また、②国立国会図書館で公開されているものであり、これを公にしても個人の権利利益を害するおそれはないから、法 14 条 2 号本文に該当しないと主張するようである(原告第 1 準備書面第 2 の 4 (1)・4 ないし 7 ページ)。

しかしながら、以下のとおり、原告の上記主張はいずれも理由がない。

(1) 法に基づく開示請求の対象について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「行政機関情報公開法」という。)においては、開示請求の対象は「行政文書」とされている(同法 3 条)。これに対し、法に基づく開示請求の対象は「行政文書」ではなく、「保有個人情報」とされている(法 12 条 1 項)。

この点、「個人情報」とは、通常、特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合物であるところ、この「一まとまり」の範囲は、情報の内容、事務の性質等から総合的に判断されるべきである(総務省行政管理局監修、社団法人行政システム研究所編集「行政機関等個人情報保護法の解説(増補版)」16 ページ)。

したがって、本件対象情報の法 14 条 2 号該当性についても、上記のような観点から総合的に判断されるべきである。

(2) 原告の主張①について

ア 原告は、「同和地区住民はある地域に居住する『集団』であることから、少なくとも『個人』ということとはできず、個人でない以上は法 14 条 2 号に当てはまらない。」と主張する(原告第 1 準備書面第 2 の 4 (1)ア・5 ページ)。

法所定の「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別す

ることができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう（法2条2項）。そして、「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味し、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれ、個人に関する情報の具体例としては、生活、身分関係、氏名、住所、本籍、家族関係等が挙げられる（前掲「行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）」15及び16ページ）。

そうであれば、同和地区であると特定された地域に現に居住する者及び同地域の出身者とされる者等は、いずれも上記の「個人」にほかならない。

よって、原告の上記①の主張は理由がない。

イ また、原告は、甲第14号証を提出し、「被告の言う同和地区の居住者（同和地区住民）は本件対象情報と電話帳と組み合わせれば」容易に特定することができるところ、「同和地区に限って低い状態に置かれているということはない」から、「同和地区住民であることが分かれば『権利利益を害するおそれがある』という被告の説明は失当である。」などと主張する（原告第1準備書面第2の4(1)ア・4及び5ページ）。

しかしながら、被告の平成24年8月30日付け準備書面(1)（以下「被告準備書面(1)」という。）第7の2(2)ウ(ア)（16及び17ページ）で述べたとおり、人権侵犯事件の新規手続開始件数のうち、同和問題に関する差別待遇の事案は、平成22年150件、平成23年で137件と相当数に及んでおり（乙第5号証）、今なお同和問題に関する差別事案は残っているといえることに加え、「部落地名総鑑」に関する問題をめぐるこれまでの経緯や法務省の人権擁護機関の取組等に鑑みれば、今日においても、ある特定の地域を同和地区であるとする情報が当該地区出身者あるいはその住民の権利、利益を侵害しかねない情報であることは明らかである。

原告の上記主張は、独自の見解というほかなく、失当である。

(3) 原告の主張②について

ア 仮に、本件対象情報の出典が国立国会図書館所蔵の文献であり、同文献が一般の閲覧に供されていたとしても、そのことは、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的でもなければ、公然摘示する行為でもない。これに対し、本件対象情報は、大阪法務局が実施した本件人権侵犯事件の調査の過程で得られたものであり、同事件の事件記録の一部を構成する行政文書に記載された情報であって、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的をもって公然摘示された識別情報を含むものであるから、国立国会図書館所蔵の文献に記載された情報とは、その性質を異にするというべきである。

しかして、前述のとおり、法が開示請求の対象としているのは「保有個人情報」であり、当該「情報」ごとに不開示事由を判断するという仕組みになっているのであるから、本件対象情報の法14条2号該当性を検討するに際しても、同情報が、本件人権侵犯事件に関して収集された情報であり、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的をもって公然摘示された識別情報を含むものであるという属性も当然に斟酌されるべきであって、同一の情報が別の情報媒体を通じて入手可能であったとしても、その一事をもって、本件対象情報を開示しても「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ」がないなどとはいえない。

よって、原告の上記②の主張も理由がないというべきである。

イ なお、原告の主張②につき、本件対象情報につき法14条2号ただし書きイ所定の「開示請求者が知ることができる情報」に該当すると主張する趣旨であるとしても、以下のとおり、理由がないというべきである。

法14条2号ただし書きイは、「法の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を例外的に開示情報としているが、同規定は、開示請求者以外の個人に関する情報で

あっても、開示請求者が知り又は知り得る根拠が法令の規定や慣行にあり、その正当性が担保されている情報に限って、不開示の対象から除外する趣旨と解すべきである。かかる立法趣旨に照らせば、同号ただし書きの「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれると解すべきであり、また、「慣行として開示請求者が知ることができる情報」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足り、当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらないというべきである（前掲「行政機関等個人情報保護法の解説（増補版）」82及び83ページ）。

これを本件についてみると、まず、国立国会図書館所蔵の文献を閲覧することが「法令の規定」によるものではないことは明らかである。また、国立国会図書館所蔵の文献は、その著者・编者等による独自の取材と判断に基づき編集・発行されたものであり、国立国会図書館も学術文献の一つとして閲覧に供しているだけのことであって、原告が同文献を閲覧することができるとしても、それは個別的な事例にとどまるのであって、そのような個別事情をもって、事実上の慣習として、原告が本件対象情報を知ることができ、又は知ることが予定されているとはいえない。

よって、本件対象情報と同一の情報が国立国会図書館所蔵の文献中に記載され、それを原告が閲覧可能であったとしても、本件対象情報が法14条2号ただし書きに該当するとはいえない。

3 本件対象情報が法14条7号柱書きに該当すること

原告は、①本件対象情報が開示されたところで、新たに原告が「調査手法」を知り得ることはない、②同和地区について掲載された文献や文書があるなど、

同和地区の場所は隠されているとはいえないから、本件対象情報に、不当な差別的取扱いを助長・誘発することを目的とした識別情報が含まれているとはいえない、③個人情報開示の制度は情報公開制度とは異なり、情報の公開を意味しないから、本件対象情報が原告に開示されたとしても、法務省が「差別助長行為」に該当する識別情報を公開し、これを拡散させる蓋然性が高いとはいえないなどとし、本件対象情報は法14条7号柱書きに該当しないと主張するようである(原告第1準備書面第2の4(2)・7ないし12ページ)。

しかしながら、以下のとおり、原告の上記主張はいずれも理由がない。

(1) 原告の主張①について

まず、原告が本件対象情報を取得することにより新たに調査方法を知ることとはいえない。被告準備書面(1)第7の2(2)イ(15ページ)で述べたとおり、本件対象情報には、大阪法務局が行った本件人権侵犯事件についての事実認定に関する部分が含まれるところ、事実関係の調査に関して任意的手段しか有していない法務局において、本件対象文書に記載されている情報が開示されることとなれば、そのことを契機として、他の人権侵犯事件においても人権侵犯事件の調査手続に対する不信や非協力といった事態を招き、ひいては人権擁護行政事務に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

よって、原告の主張①は理由がない。

(2) 原告の主張②について

被告準備書面(1)第5(9及び10ページ)で述べたとおり、法務局は、①人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で(目的の要件)、②当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を(対象情報の要件)、③インターネット上に流通させることにより

公然摘示する（対象行為の要件）という３要件を全て満たすものを「差別助長行為」と位置づけ、その削除要請を行うこととしており、本件対象情報も、本件人権侵犯事件において、上記の要件を全て満たすものとして本件削除要請の対象としたものである。

しかして、本件対象文書には、特定の地区が同和地区であるとする情報が地図等や文章を用いて相当程度の具体性をもって掲載されているのであって、その内容やこれと関連する情報等を総合的に考慮すると、かかる情報が、不当な差別的取扱いを助長・誘発することを目的とする識別情報に該当することは明らかといつてよく、このような評価は、市中に存在する書籍やインターネット情報等の中に特定の地域を同和地区と明示するものがあつたとしても何ら左右されない。

原告の主張②は、独自の見解を述べるものであり、理由がない。

(3) 原告の主張③について

被告準備書面(1)第7の2(2)ウ(イ)（18ページ）で述べたとおり、原告に対して本件対象情報を開示することは、実質的にみて、新たな媒体として「差別助長行為」に関する情報を社会に存在、拡散させることにほかならない。加えて、本件に係る原告のブログにおいて、実際に同種事案において過去に開示された文書について、原告の見解が付記された上で公開されていることに鑑みれば、本件対象文書に記載された情報が開示されれば、更に原告がこれを本件人権侵犯事件に係る情報であるとしてブログに掲載し、インターネットを通じて、これを拡散させる蓋然性は極めて高いというべきである。

したがって、原告の主張③も理由がない。

4 原告のその他の主張

その他、原告が主張するところは、いずれも本件の争点とは直接関連しないものであつて、反論の必要を認めない。

第2 求釈明について

原告の求釈明事項は、いずれも本件訴訟と関連するものとは解されず、釈明の必要を認めない。

第3 結語

以上のとおり、本件処分が違法であるとする原告の主張はいずれも理由がないから、その取消しを求める原告の請求は理由がなく、棄却されるべきであり、また、本件義務付けの訴えは却下されるべきである。

以 上